# 鹿町小学校 いじめ防止基本方針

#### 【めざす子ども像】

① じっこうする子

かんがえる子

● まごころのある子

**⑤** ちからづよい子

#### 【PTAとの連携】

〈直接的な連携・情報共有〉

①学級懇談会

②連絡帳

③訪問・電話による連絡

〈家庭への啓発〉

①学校・学級便り

②保健・図書便り

③ホームページ

④研修会•講演会

## 【いじめ対策委員会】

〈参加メンバー〉

校長・教頭・教務主任

牛活指導主任 • 養護教諭

(必要に応じて)

担任 • 関係職員

〈機能〉

1組織編制

②計画立案

③実践チェック

### 【関係機関】

○佐世保市教育委員会(24-1111)

○子ども子育て支援センター(25-9705)

○子ども女性障害者支援センター(25-9705)

○江迎警察署(66-3110)

○深江警察署(65-3627)

○青少年教育センター(22-0781)

○人権擁護委員協議会(24-4850)

○民牛児童委員・主任児童委員

○スクールエリア推進委員会

# 【いじめ防止についての視点】

キーワードは「自己有用感の醸成」「居場所作り」「ストレスの解消と社会性の育成」

- (1) 楽しい授業づくり
  - ①授業をとおして児童参加型の授業を仕組み、わかる喜びを感じさせ、自己有用感を高める。
  - ②学習規律を徹底させ、意欲と仲間を大切にする気持ちを培う。
  - ③授業を通して、児童にコミュニケーション力を育む。
  - ④人権や言葉遣いに配慮した言動を育てる。
  - ⑤社会体験や交流体験を2~3ヶ月に1回行い、児童が自ら「気付く」「学ぶ」学習を仕組む。 (体験学習・地域での学習・保幼小中連携等)
- (2) ふれあいを育む体験活動の重視
  - ①児童が主体的に活動し、感動や驚きを感じ取る学習を仕組む。
  - ②地域に出向いて、「地域を学ぶ」「地域とともに学ぶ」「地域のために学ぶ」学習を仕組む。
  - ③保護者や地域の方々との交流、及び保幼小中連携を推進する。
- (3) 特に強化する時期
  - 〇年度当初(4月)、いのちを見つめる強調月間(6月)、人権教育月間(12月)

#### 【いじめ防止の具体的取組】

- (1) 保護者や地域との連携
  - ①学校と保護者との連携の方法を共有し、お互いが発信できる体制を作る。
  - ②学校やPTAが主催する研修会、講演会を企画運営する。
  - ③地域行事に積極的な参加し、地域からの情報を得る。
- (2) 道徳教育の充実
  - ①いじめを許さない心を育成する。
  - ②安心、安全な子どもの居場所づくりを確保する。
- (3) 生徒指導の充実
  - ①定期的なアンケートを実施する。(年2回…6月、11月)
  - ②定期的な個人面談相談を実施する。(年2回…6月、12月、随時)
  - ③日記や生活ノートなどからの実態把握
- (4)特別活動の充実
  - ①子ども同士が一緒に活動する場を設ける。(学校行事、学級遊び、集会活動、縦割活動)
  - ②代表委員会での取組により、自己指導能力を育成する。
- (5) 職員研修及び情報共有
  - ①いじめの認識を共有したり、いじめ対応への指導力を伸ばしたりする研修を企画運営する。 (研修会、講演会)
  - ②フリートーキングの時間に、情報を共有する。
  - ③随時、児童生徒理解支援システムに記録を残す。
- (6) その他
  - ①いじめ相談を活用する。(保健室での相談、相談窓口の周知)

#### 【早期発見】···児童の変化を見逃さない、些細なことでも報告

- (1) 教職員による観察や情報交換
  - ①職員室で、児童についての情報交換(随時)
  - ②フリートーキングの時間に、情報を共有(週1回:ショートとロング)
  - ③気付きや予兆を見逃さず、児童生徒理解支援システムに記入
- (2) 定期的なアンケートの実施
  - ①いじめに関する児童の実態把握アンケートを実施(年2回…6月、11月)
  - ②個人面談(年2回…6月、12月、随時)
  - ③日記及び生活ノート等から、子どもの実態の把握(随時)
- (3) 教育相談体制の整備
  - ①児童の教育相談・カウンセリング(随時)
  - ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー(必要に応じて)
- (4) PTA・地域からの情報提供
  - ①保護者からの連絡(随時)
  - ②学級懇談会、(年6回) PTA運営委員会(年4回)
  - ③スクールエリア推進委員会(年3回)
  - ④町内3校連携(年3回)、3校PTA連絡協議会(年2回)、健全育成会(年2回)等
- (5) 相談機関の周知
  - ※ 別紙一覧表

#### 【いじめに対する措置】

- (1)的確な情報収集
  - ○担任による実態把握で、該当児童、関係児童への聞き取り→教頭・校長に報告→第一次判断
  - // で、保護者への聞き取り→教頭・校長に報告→第二次判断
  - ○その場指導で収まる場合は、担任、生活指導主任、または管理職による個別指導
- (2) 基本的な緊急対応
  - ○いじめ対策委員会の開催(組織的対応、具体的対応を協議)
- ア) いじめを受けている児童に対して
  - ・いじめを受けている児童の安全を確保
  - ・いじめを受けている児童に寄り添い、支える体制作り
  - ・家庭訪問をして、いじめを受けた児童の保護者との情報共有(即日訪問し、学校の方針を伝える)
- イ) いじめた児童に対して
  - いじめた児童への再発防止に向けた毅然とした指導
  - いじめた児童の保護者への助言
  - ・ 出席停止等の措置をとる場合、教育委員会との連携、関係機関への派遣申請
- ウ)周囲の傍観している児童に対して
  - 周囲の児童が傍観者にならないように、学級集団へ指導
  - ・互いを尊重し、認め合う教育活動の推進
- 工)全体
  - ・必要に応じて専門家、地域関係者機関等の参加を呼びかけた対応
- (3)調査による実態把握
  - ○深刻な場合、または広範囲に広がっている場合は全校(学年)アンケート調査の実施
- (4) 解決に向けた指導・援助(各職員の役割)
- ア)担任(状況に応じて生活指導主任または教頭も参加)
  - 個別指導、周囲児童への指導、関係保護者と指導方針の共有
  - ・学級内の人間関係把握
- イ) 生活指導主任
  - ・収集した情報の整理
  - 全校児童への全体指導
- ウ) 養護教諭
  - ・いじめられた子どもの学校での相談・カウンセリング
- 工)管理職
  - 教育委員会及び関係機関との連携
  - ・保護者説明会等の開催及びマスコミ対応
- (5) 継続指導・経過観察
  - ・継続的な児童の観察、及び継続的ないじめ対策委員会の開催
- (6) 再発防止
  - 家庭との連携、観察及び収集した情報の共有(職員・保護者とも)
  - 学級経営の改善、思いやりの小を育てる教育活動の実践
- (7) 配慮事項
  - ①いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。
  - ②教職員は、いじめられている側の保護者を受容的マインドで受け止める。そして、いじめの 問題を自らの課題としてとらえ、全職員が緊密な情報交換や共通認識を図り、一致協力して 事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。
  - ③保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解していただくとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

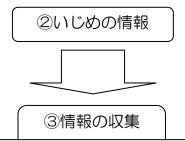
# ○年間計画

月	内	備考
7,1	いじめ対策委員会(1) • P T A 総会での説明 • 家庭訪問	フリートーキング(毎週火曜日開催)
4月	フリートーキング・児童生徒理解支援システムでの実態把握	フグ 1 イング (母週入曜日開催)
	スクールエリア推進委員会(1)	児童理解支援システム記入(随時)
5月	スクールエリア推進安良云(1)	元里注解又援ンスノム記入(随时)
6月	いのちを見つめる強調月間・個人面談(1)	
	いじめに関する児童の実態把握アンケート調査(1) 代表委員会(1)	
7月	保護者面談(夏季休業中)	
8月	職員研修(校内研修)	町内3校情報交換
	いじめ対策委員会(2)	
9月		
10月	PTAメディア研修会 	
10),		
11月	いじめに関する児童の実態把握アンケート調査(2)	
	スクールエリア推進委員会(2)	
	   人権週間・個人面談(2)・代表委員会(2)	学校評価
12月	八催週刊・凹八凹吹(と)・N公女見云(と) 	┱ӳӼѻҭ҅Ѿ ҇
1月		
	スクールエリア推進委員会(3)	
2月		
3月	いじめ対策委員会(3)	児童生徒理解支援システム記
		入完了

## ○組織的な対応イメージ

## ① いじめの予防

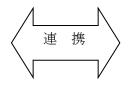
- 〇校内体制の確立(いじめ防止委員会)
- ○「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践事例集」等の活用による教職 員の対応力向上をめざした職員研修(校内研修)
- ○人権意識と生命尊重の態度の育成(道徳教育・学校行事・体験活動)
- ○児童会活動を通した自己指導能力の育成(児童集会・代表委員会での取組)
- 〇児童の「規範意識」「思いやり心」の育成(道徳教育・学校行事・体験活動)
- ○家庭・地域・関係機関との連携強化(地域行事への積極的参加・研修会、講演会)



○教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

## ④指導・支援体制を組む

- 〇「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む。 (学級担任、養護教諭、生活指導主任、教務主任、 管理職などで役割を分担)
- ○ネット上のいじめは、市教委と相談しながら対応



関係機関 との連携



- ⑤児童への指導・支援 ⑤保護者との連携
- 〇いじめられた児童にとって、信頼できる人と連携し、 寄り添い支える体制を作る。
- 〇いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為で あることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ るとともに、不満やストレスがあってもいじめに向 かわせない力を育む。
- 〇いじめを見ていた周囲の児童に対しても、自分の問 題として捉えさせるとともに、いじめを止めること ができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように 指導する。

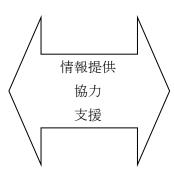
○つながりのある教職員を中心に、 即日、関係児童(加害、被害とも)の 家庭訪問等を行い、事実関係を 伝え るとともに、今後の学校との連携方 法等について話し合う。

- 〇随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ○常に状況把握に努める。

## ○いじめ防止のための校内体制と関係機関の連携

## 家庭地域

- ○家庭訪問・懇談
- 〇地域行事に参加
- OPTA活動
- ○連携・啓発
- OSA推進委員会

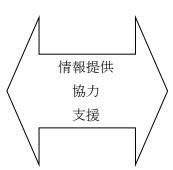


# 関係機関

- 〇子ども子育て支援センター
- 〇子ども女性障害者支援センター
- ○警察
- ○青少年教育センター 等

# 協力•支援

- 〇主任児童委員
- 〇民生児童委員
- 〇健全育成会



### 学校

心の通じ合う教職員集団

- ○校内体制の充実
- ○情報収集と共有
- ○児童生徒理解支援 システムの活用
- ○実践的な研修の実施

スクールカウンセラー 心の教室相談員



スクールソーシャルワーカー 愛のテレホン

# 子ども一人一人の命と人権を大切にする集団作り

資料:相談窓口一覧(周知する)

機関名	連絡先	
佐世保テレホン児童相談室	23-1117	
ヤングテレホン(県警)	0120-78-6714	
いじめ相談ホットライン	0570-078310	
子ども人権110番	0120-007-110	
親子ホットライン(県教育センター)	0120-72-5311	